

お知らせ

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う伊方発電所の耐震安全性評価結果報告書(中間報告)の補正について

21. 12. 28

原子力安全対策推進監

(内線 2352)

本日、四国電力(株)から、安全協定第10条第4項第1号の規定に基づき、標記補正について報告がありましたので、お知らせします。

愛媛県としては、今後、伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び技術専門部会において、国、四国電力(株)等から説明を受け、伊方発電所の耐震安全性を確認することとしています。

原子力発第09203号
平成21年12月28日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

伊方発電所 耐震安全性評価結果(中間報告に対する原子力安全・保安院での
審議状況の反映)の国への提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成18年9月20日付「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について」(平成18・09・19原院第6号)及び平成19年7月20日付「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について(指示)」(平成19・07・20原第1号)に基づき提出した耐震安全性評価計画書及びその見直しに従い、平成20年3月28日に国に報告いたしました「伊方発電所 耐震安全性評価結果(中間報告)」について国での審議の状況を反映して一部補正し、本日、国に提出しましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

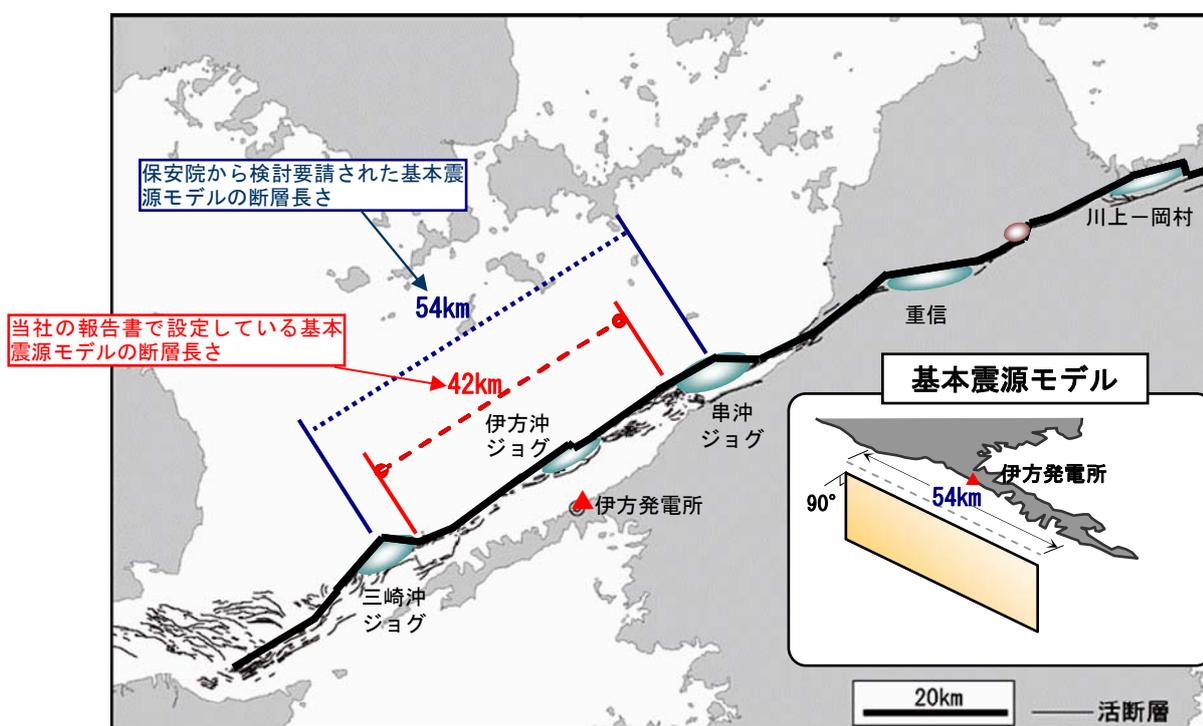
敬 具

原子力安全・保安院の審議状況を踏まえた伊方発電所耐震安全性評価結果 中間報告書（3号機）の主な補正内容について

本日、原子力安全・保安院に提出した中間報告書の補正の主な内容は以下の通りです。

1. 伊方発電所の耐震安全性評価に関する断層長さの変更

伊方発電所の基準地震動策定のために設定している基本震源モデルの断層長さを従来の42kmから54kmに変更して地震動評価を行った結果、基準地震動はこれまで同様、570ガルであったこと。



【図 基準地震動策定のために設定している基本震源モデル】

2. 伊方発電所3号機の原子炉建屋耐震計算に関する諸元の訂正

原子炉建屋耐震計算における入力データ誤りがあったことから、正しいデータを用いた3号機原子炉建屋の地震応答解析を実施するとともに、建屋の健全性および機器への影響評価を行った結果、耐震安全性評価への影響は軽微であったこと。